

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護予防・地域ささえあいサポート拠点整備モデル事業）に関する Q&A （第1版）

【目次】

○拠点の機能及び運営について

- 問1 実施要綱における「2（2）対象地域」について、人口減少・中山間地域等を対象とされているが、具体的な定義、要件はあるか。
- 問2 拡充機能としてはどのようなものが想定されるか。
- 問3 拠点整備にふさわしい施設、場所とはどのようなものか。
- 問4 拠点は市町村が所有する施設に設置する必要があるか。
- 問5 拠点の設置数に上限はあるか。

○費用について

- 問6 拠点施設の新設や土地・自動車の購入は対象となるか。
- 問7 事業実施年度の翌年度に事業継続する場合の財政支援はあるのか。
- 問8 本補助事業で設置した設備や施設の改修部分については、財産処分の制限がかかるか。
- 問9 利用者から施設利用、食費等に係る利用料金を徴収することは可能か。

○本補助事業の取り扱いについて

- 問10 本補助事業は、モデル的な取組として、単年度の実施であっても良いか。
- 問11 事業計画の策定にあたり、指標を設定する必要があるか。望ましい指標はあるか。
- 問12 本補助事業実施後に取組内容や検証結果等について国で公表される予定はあるか。

○拠点の機能及び運営について

問１．実施要綱における「２（２）対象地域」について、人口減少・中山間地域等を対象とされているが、具体的な定義、要件はあるか。

（回答）

基本的には、農業地域類型区分のうちの中間農業地域と山間農業地域及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「山村振興法」、「過疎法」、「半島振興法」、「離島振興法」などの地域振興立法の指定を受けている地域を含む市町村での実施を想定している。

ただし、これらに該当していない市町村であっても、今後の人口動態等を踏まえ、本補助事業の事業目的等に鑑み、事業の実施が適当であると考えられる場合は、補助対象とする予定である。

問２．拡充機能としてはどのようなものが想定されるか。

（回答）

地域の実情に応じて、子ども食堂の開催、障害者や困窮者に対する相談支援、認知症カフェの開催等の取組が想定される。なお、拡充機能の実施に当たっては、自治体における創意工夫や柔軟な取扱いを認めるものとする。

問３．拠点整備にふさわしい施設、場所とはどのようなものか。

（回答）

既に通いの場として利用している地域の集会所や公民館、福社会館等の地域住民が集まりやすい場所を想定している。なお、建物を拠点として使用するに当たって必要な改修に係る経費は、補助対象である。

問４．拠点は市町村が所有する施設に設置する必要があるか。

（回答）

拠点は、市町村所有の施設である必要はなく、例えば、事業の受託事業者が所有する施設に設置することも可能である。また、受託事業者が所有する施設を拠点とするにあたり、施設の改修・増築等が必要な場合は、事業実施と同様に委託による整備が可能である。

問 5. 拠点の設置数に上限はあるか。

(回答)

本事業は、市町村における介護予防等の取組の中核的な拠点を整備する事業のため、1箇所を設置を基本としている。ただし、市域が広く単一の拠点では市内全域を網羅できず、求められる機能を十分に果たすことが困難である等、複数の拠点が必要な場合については、この限りではない。

○費用について

問 6. 拠点施設の新設や土地・自動車の購入は対象となるか。

(回答)

施設の新設及び土地・自動車の購入に係る経費は補助対象外である。ただし、自動車リースに係る経費は補助対象である。

問 7. 事業実施年度の翌年度に事業継続する場合の財政支援はあるのか。

(回答)

本補助事業は単年度事業であり、翌年度の予算措置等は未定である。翌年度以降の事業実施に当たっては、地域支援事業交付金や重層的支援体制整備事業交付金といった他の財政支援の活用を検討していただきたい。

問 8. 本補助事業で設置した設備や施設の改修部分については、財産処分の制限がかかるか。

(回答)

本補助事業により取得した財産については、交付要綱に基づき、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。また、取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、国の承認が必要となる場合があるほか、財産の処分により収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

問 9. 利用者から施設利用、食費等に係る利用料金を徴収することは可能か。

(回答)

本補助事業の実施に要する施設利用料等については、基本的に本事業の対象経費で賄うことは可能。ただし、食費等実費が発生する場合については、実費の徴収を行っても差し支えない。

○本補助事業の取り扱いについて

問10. 本補助事業は、モデル的な取組として、単年度の実施であっても良いか。

(回答)

人口減少等、将来発生する可能性のある地域課題を見据え、地域における介護予防等の中核的な拠点として継続的な運営を前提とした実施を検討いただきたい。なお、事業の継続実施に当たっては、地域支援事業交付金や重層的支援体制整備事業交付金といった他の財政支援の活用も想定される。

問11. 事業計画の策定にあたり、指標を設定する必要はあるか。望ましい指標はあるか。

(回答)

本事業の成果を評価するに当たって、適切と考えられる指標を自治体独自で設定いただきたい。指標の設定にあたっては、本事業の趣旨を踏まえ、長期的なモニタリングを前提とした以下のような指標が考えられる。

(例)

- ・ 通いの場への参加率
- ・ 主観的健康観
- ・ 要介護認定率
- ・ 健康寿命の延伸率 等

問12. 本補助事業実施後に取組内容や検証結果等について国で公表される予定はあるか。

(回答)

事業実績、効果検証等について公表予定である。なお、市町村においてホームページ等で事業成果等を公表することは差し支えない。また、事業の効果検証に当たり、適宜、厚生労働省との連携や協力を依頼する予定である。